

山武市及び国立大学法人筑波大学の医療介護分野におけるデータ分析に関する覚書

山武市（以下「甲」という。）及び国立大学法人筑波大学（以下「乙」という。）は山武市における医療介護分野のデータ分析（以下「データ分析」という。）を進めていくに当たり、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、令和3年3月12日に締結した山武市と国立大学法人筑波大学の連携・協力に関する基本協定書第3条の規定により、甲、乙が、山武市の医療介護の地域包括ケアシステムの構築に資する学術研究を推進していくために、データ分析を進めていくことを目的とする。

（実施事項）

第2条 前条に規定する目的を達成するため、甲、乙は、協議の上、データ分析に必要な情報の提供及び詳細な分析を行うとともに、必要な協力をを行う。

- 2 甲、乙は、データ分析に必要な情報の提供及び分析においては、対象者の個人情報の保護等の倫理的な配慮を行う。
- 3 甲、乙は、必要に応じてデータ分析の結果について個人が特定されない形で公表する。
- 4 乙は、甲に、データ分析の結果について、該当年度の3月31日までに報告する。
- 5 甲、乙は、データ分析を円滑に実施するため、それぞれ下記の者を実務担当者として定める。

甲 山武市保健福祉部 代表者：保健福祉部長

乙 国立大学法人筑波大学ヘルスサービス開発研究センター 代表者：センター長

（活動経費）

第3条 前条に規定する実施事項を実施するに当たり必要となる費用の負担は、その都度、甲、乙が協議して定める。

（秘密保持に関する事項）

第4条 乙は、本覚書に関して提供される情報（個人情報を含む）については、別途取り交わす秘密保持契約に基づき、秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 この覚書の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただ

し、期間満了の1ヵ月前までに甲、乙のいずれからも書面による申出がなされないときは、この覚書は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、それ以後も同様とする。

(覚書解除)

第6条 この覚書の有効期間満了前において、甲、乙のいずれかが相当の事由により覚書解除の申し出をしたときは、これを解除することができる。

(免責)

第7条 甲、乙は、この覚書を取り交わすことによって、データ分析に必要な情報の提供及びその詳細な分析、必要な協力以上に拘束されることではなく、予見可能な損害も含め、責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この覚書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議して定める。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し、両者が押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年3月30日

甲 千葉県山武市殿台296番地

山武市

山武市長 松下 浩明



乙 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1

国立大学法人筑波大学

学長 永田 恭介

